

## 労働者派遣事業に係る情報提供

『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』第23条第5項の規定に基づき、下記事業所に於ける労働者派遣事業に係る情報を提供いたします。

対象期間：【 2015年4月1日 ～ 2016年3月31日 】

事業所名	株式会社富士トランスポート
所在地	〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 HF桜通ビルディング8階

①派遣労働者の数(1日平均)	26 人
②派遣先の数(事業年度あたりの実数)	17 件
③マージン率 $\left[ \frac{\text{⑤労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{⑥派遣労働者の賃金額の平均額}}{\text{⑤労働者派遣に関する料金額の平均額}} \right]$ ※マージン率には以下が含まれます。 ・ 社会保険料事業主負担分(労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険、介護保険等) ・ 福利厚生費(健康診断、有給休暇等) ・ 教育研修費 ・ 会社運営費(オフィス賃借料、通信費、広告費、水光熱費、振込手数料、人件費等) ・ 営業利益	44.9 %

④教育訓練に関する事項									
① 教育訓練の種類	② 対象者	③ 実施人員 (人)	④ 方法		⑤ 実施主体			⑥ 実施期間 (日)	⑦ 派遣労働者の費用負担の有無
			OJT	Off-JT	派遣元 事業主	他の教育訓練機 関への委託	その他		
派遣法の解説	派遣登録者	25	有給	○ (無給)	○			1	有 (無)
			有給	無給					有 無

⑤労働者派遣に関する料金額の平均額(1日 8時間換算)	20,837 円
⑥派遣労働者の賃金額の平均額(1日 8時間換算)	11,491 円

⑦その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福利厚生として、グループ会社内の保養所施設の利用可。</li> <li>・ 福利厚生として、健保組合を通じてのレジャ施設の優待利用可。</li> </ul>